

ごみの野外焼却は犯罪です

ごみの野外焼却は、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因となり、何人も法律で定められた焼却炉以外でごみを焼却することは禁止されています。

※ただし、慣習上又は宗教上の行事で行うものや、農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、焚き火等についてはこの限りではありません。



ドラム缶や一斗缶での
焼却も禁止



簡易な焼却炉での
焼却も禁止

**法律違反を
すると**

5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金または併科、
法人なら3億円以下の罰金に処される場合があります

※公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるものはこの限りではありません。

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等に捨ててしまう行為で、法律により禁止されています。



**法律違反を
すると**

5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金または併科、
法人なら3億円以下の罰金に処される場合があります

野外焼却及び不法投棄に関するお問い合わせは 産業廃棄物対策課 (☎077-528-2910)まで

資源物の持ち去りは違反です

ごみ集積所に出された資源物を持ち去る行為は条例違反です。違反者に対しては指導や命令を行い、守らない場合は氏名等を公表します。



野外焼却や不法投棄、資源物の持ち去り行為を発見したら

ごみコールセンター ☎077-528-2761 までお知らせください。